

青森県報

第六百五十六号

令和五年
九月一日
(金曜日)

目次

告 示

○保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……一

公 告

○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……三
○砂利採取業務主任者試験の施行……………(河川砂防課) ……四

出先機関

○塩化ナトリウム単価契約(第一号)に係る一般競争入札……………(三八地域
県民局) ……五

公安委員会

○少年指導委員の委嘱……………(生活安全
企画課) ……七

○警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施……………(生活保安課) ……七

○警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施……………(同) ……九

公営企業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院
管理局) ……一〇

告

示

青森県告示第五百二十九号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、令和五年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

令和五年九月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度(ヘクタール)
中村川(笹内川)	水源かん養保安林	一、四〇八・九二
岩木川下流	〃	四八〇・五七
岩木川上流	〃	九六一・三九
平川	〃	四六七・四三
浅瀬石川	〃	四七四・五二
今別川(蟹田川)	〃	一、〇一二・〇二
青森地区	〃	七三九・四三
下北東部	〃	一、二二二・四九
下北西部	〃	九五一・四〇
上北地区	〃	一一一・三二
七戸川	〃	五七〇・二三
奥入瀬川	〃	五六二・九一

つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川く蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川く笹内川	新井田川	馬淵川下流
飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	土砂流出防備保安林	〃	〃
一・六四	〇・八六	七一・四九	八四・七〇	〇・六二	一〇一・六六	一三・六六	一四七・二七	一七五・四四	一三・九一	六四・四八	四一・八六	一〇・七〇	二七一・一二	一四二・八一	一五二・二三	七一八・一三

弘前市	北津軽郡中泊町	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	上北郡六ヶ所村	上北郡横浜町	上北郡野辺地町	三沢市	下北郡東通村	下北郡大間町	むつ市	五所川原市
〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・二六	〇・〇二	二・九四	一五・一四	一二八・八八	二・八四	三・六九	一・六〇	四・七〇	九・七二	二一・三八	六・一六	二四・八六	一六・〇〇	〇・三〇	〇・二〇	五・七八

十和田市	〃	二・〇〇
下北郡大間町	〃	三・六〇
むつ市	〃	三一・〇〇
東津軽郡外ヶ浜町	〃	〇・〇八
東津軽郡平内町	〃	一〇五・九八
青森市	〃	一・七四
北津軽郡中泊町	干害防備保安林	二・四〇
上北郡おいらせ町	〃	〇・〇四
上北郡六ヶ所村	〃	三五・〇六
上北郡東北町	〃	〇・六四
上北郡横浜町	〃	八・三六
上北郡七戸町	〃	〇・九六
上北郡野辺地町	〃	〇・五〇
三沢市	〃	四・三〇
十和田市	〃	〇・四八
下北郡東通村	〃	一三・七八
むつ市	〃	四・一〇

三沢市	〃	三・二四
上北郡野辺地町	〃	〇・九八
上北郡七戸町	〃	二・九六
上北郡東北町	〃	〇・三六
上北郡六ヶ所村	〃	四八・二八
八戸市	〃	一・〇〇
三戸郡三戸町	〃	九・三二
三戸郡南部町	〃	六・六四
三戸郡階上町	〃	三・五六
津軽地区	保健保安林	一五九・一四
南部地区	〃	九二・四二

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年九月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 青森駅ビル

青森市柳川一丁目二の三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

東日本旅客鉄道株式会社

東京都渋谷区代々木二丁目二の二

代表取締役 深澤祐二

三 青森市の意見の概要

1 当該施設周辺の道路に交通渋滞が発生しないよう、十分な対策を講じること。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律をそれに係る関係省令及び青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。

3 青森市事業系一般廃棄物の減量化等に係る指示に関する要綱の規定により、事業系一般廃棄物の減量化に関する計画を作成し、減量化及び資源化に努めること。

4 定格出力が七・五キロワット以上の送風機(換気ファンや室外機の送風機部分等)や、燃料消費量が十五リットル毎時以上の灯油等のボイラーを設置する場合は、騒音規制法や青森県公害防止条例に基づく届出が必要であり、届出を要する設備を設置する場合は、規制基準を遵守すること。

5 騒音に関する苦情があつた場合には、誠実に対応し、解決に努めること。

6 廃棄物の保管については、記載事項の他に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める保管基準を遵守すること。

7 廃棄物の処理を委託する際には、廃棄物の種類により、それぞれ産業廃棄物処理業者(収集運搬、処分)、一般廃棄物収集運搬業者(収集運搬、処分)に委託する等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める委託基準を遵守し適正に処理を行うこと。

8 廃棄物の種別について、「金属製廃棄物等」、「ガラス製廃棄物等」及び「プラスチック製廃棄物等」については産業廃棄物に該当し、その他の物については一般廃棄物に該当することに留意すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和五年九月一日から同年十月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

砂利採取業務主任者試験の施行

令和五年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり施行するので、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令第八十号)第八条の規定により公告する。

令和五年九月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 試験の期日及び場所

1 期日等 令和五年十一月十日(金) 午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館アスパム 五階 会議室「白鳥」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

三 受験願書の受付期間

令和五年九月二十五日(月)から同年十月六日(金)まで(郵送の場合は、同日付けの消印のあるものまでを有効とする。)

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目の一 県庁北棟三階
青森県土整備部河川砂防課水政グループ

五 提出書類

- 1 受験願書 一通
- 2 写真 一枚 (写真の大きさは、縦六センチメートル、横四センチメートルのもので、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

六 受験手数料

七千六百円 (青森県収入証紙により、受験願書の提出時に貼り付けて納入する。消印してはならない。)

七 その他

- 1 受験願書の用紙は、青森県土整備部河川砂防課及び各地域県民局地域整備部において配布するとともに、青森県ホームページ (<https://www.pref.aomori.jp/soshiki/kendo/kasensabo/index.html>) において入手することができる。
- 2 受験願書の用紙の郵送を希望する場合は、返送先を明記し、八十四円分の切手を貼り付けた返信用封筒を同封し、青森県土整備部河川砂防課に送付すること。
- 3 出願者には、青森県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

出 先 機 関

塩化ナトリウム単価契約 (第一号) に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。

令和五年九月一日

三八地域県民局長

菅

孝

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書による。

凍結防止剤 (塩化ナトリウム) 二十五キログラム入 (予定数量二万三千三百袋程度)

二 納入期間

令和五年十一月一日から令和六年三月三十一日まで

三 納入場所

八戸地区 (八戸市・階上町)

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百二十二号 (物品等の競争入札参加資格) の

一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号 (物品等の競争入札参加資格) の

一、令和四年二月十四日青森県告示第六十三号 (物品等の競争入札参加資格) の

一又は令和五年二月十日青森県告示第五十六号 (物品等の競争入札参加資格) の

一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領 (平成十二年一月二十一日付け青管第九百二十二号。以下「指名停止要領」という。) に基づく知

事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書 (以下「申請書」とい

う。) の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から

第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実 (既に知事の指名停止の措置が行

われたものを除く。) がない者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することに

ついて次に従い、申請書により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書を令和五年九月二十日までに三八地域

県民局長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明等を求

められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 審査結果については、当該申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
八戸市大字尻内町字鴨田七
八戸合同庁舎三階 三八地域県民局地域整備部建設管理課
電話 ○一七八―二七―五一六二
- 2 入札書の提出期限
令和五年十月十二日 午後五時十五分
- 3 入開札の場所及び日時
(一) 場所
八戸市大字尻内町字鴨田七
八戸合同庁舎 四階大会議室
(二) 日時
令和五年十月十九日
なお、時間は入札説明書による。
- 7 入札執行回数
原則として二回を限度とする。
- 8 入札保証金及び契約保証金に関する事項
入札保証金及び契約保証金は、免除する。
- 9 落札者の決定方法
十一の3の定めにより落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、
売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 契約の締結
1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。
2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四
に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。
十一 その他
1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
2 購入物品に係る証明書等の審査
(一) 入札への参加を希望する者(五の定めにより、入札に参加する者に必要な資
格を有すると確認された者に限る。以下同じ。)は、入札説明書に基づき、購
入物品を十分に供給できる体制が整備されていることについての証明書を入札
書の提出期限までに三八地域県民局長に提出し、審査を受けなければならず、

また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき、購入物品の品質規格仕様書を入札書の提出期限までに三八地域県民局長に提出し、審査を受けなければならない。また、開札日の前日までに当該品質規格仕様書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(一)及び(二)の審査結果については、当該提出者に対して書面により通知する。
(四) (一)及び(二)の説明及び内容の変更等に応じない者は当該入札に参加することができないものとする。

3 落札対象

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされると判断した2の(二)の品質規格仕様書に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

入札書記載金額は、二十五キログラム入り一袋当たりの価格とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased:
Solid de-icing agents(Sodium Chloride)
Expected quantity of 23,300 bag
(25kg per bag)
- 2 Delivery Period:
From November 1, 2023 to March 31, 2024
- 3 Time limit for tender:
5:15 P.M. October 12, 2023
- 4 Contact Point for the notice:
Sanpachi Regional Administration
Bureau

Public Works Department
Kamotaz Shirinuchimachi
Hachinohe City, Aomori 039-1101
JAPAN
TEL 0178-27-5162

公安委員会

青森県公安委員会告示第百十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第三十八条第一項及び少年指導委員規則(昭和六十年国家公安委員会規則第二号)第二条第一項の規定により、令和五年九月一日付けで、少年指導委員を委嘱したので、同規則第二条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和五年九月一日

青森県公安委員会委員長 野呂知子

氏名	連絡先	活動区域
木立 匡英	青森警察署生活安全課 (電話 0173-31010)	青森市のうち、青森駅周辺(安方一丁目から二丁目まで、新町一丁目から二丁目まで、古川一丁目から二丁目まで、柳川一丁目から二丁目まで、本町周辺(長島一丁目から二丁目まで、本町一丁目から二丁目まで、本町五丁目、橋本一丁目、堤町一丁目)、観光通り周辺(緑三丁目、九番から一十番まで、青葉三丁目、二番から九番まで、浦町字奥野六丁目、番地から六二九番地まで、浜田字豊田四六番地、浜田字豊田三五七番地、七番地、浜田字玉川二〇番地、浜田字玉川二〇番地から二二四番地まで、浜田字玉川二〇番地から二二四番地まで、八三番地、矢作六九番地から七四番地まで、第二屋町二丁目一から三番地まで、第二

問屋町二丁目二番から五番まで、大野字若宮一八二番地、東大野二丁目五番から三番まで、浜田一丁目一四番、浜田三丁目一番から三番まで、妙見二丁目四番、妙見三丁目三番、はまなす町周辺(はまなす二丁目一番、はまなす二丁目五番、八重田四丁目二番)、石江三好周辺(三好一丁目から二丁目まで、石江字三好一七一番地、新田一丁目二番、新田三丁目一八番)、三内稲元周辺(三内字稲元一八番地から二〇番地まで)、三内字玉作一から五番地まで)、港町周辺(港町二丁目一〇番、港町三丁目六番、合浦一丁目一番)、南佃周辺(南佃一丁目一七番、南佃二丁目七番)の区域
--

青森県公安委員会告示第百十九号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)第二条の規定により公示する。

令和五年九月一日

青森県公安委員会委員長 野呂知子

- 一 講習の区分
- 二 法第二條第一項第三号に規定する警備業務に係る新規取得講習
- 三 実施期間及び実施時間
- 四 令和五年十月二十三日(月)から同月三十日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)(の午前九時から午後四時五十五分まで)
- 五 実施場所
- 六 青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館
- 七 受講定員
- 八 十人(予定)

五 受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

令和五年九月十一日（月）から同月十五日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後四時までの間

(三) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行う

こととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料三万八千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活保安課
電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第百二十号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

令和五年九月一日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

- 一 講習の区分
法第二條第一項第三号に規定する警備業務に係る追加取得講習
- 二 実施期間及び実施時間
令和五年十月二十六日（木）から同月三十日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十五分まで
- 三 実施場所
青森市間屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館
- 四 受講定員
五人（予定）
- 五 受講対象者
受講申込日において、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。
 - 1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上以上である者
 - 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

令和五年九月十二日（火）から同月十五日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後四時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通及び既に交付を受けている警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業

者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
（二）五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

（三）五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

（四）五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

（五）五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料
受講手数料一万四千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間
講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間
八 その他

1 講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。
九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部生活保安課
電話〇一七―七二三―四二一一
2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年九月一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

高精度X線診断システム 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法
一般競争入札

四 落札者を決定した日
令和五年八月九日

五 落札者の名称及び住所
レジットメディカル株式会社
青森市虹ヶ丘一丁目五の六

六 落札金額
四億三千六百四万円

七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

八 入札の公告を行った日
令和五年六月三十日

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭